

1. 令和2年第1回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和2年3月2日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第5号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第6号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第7号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第11号 郡上市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第12号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第13号 郡上市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程12 議案第14号 郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第15号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第16号 下水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程15 議案第17号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第18号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第19号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第20号 郡上市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第21号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第22号 郡上市郡上八幡まちなみ交流館の設置及び管理に関する条例の制定につ

いて

- 日程21 議案第38号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程22 議案第39号 令和2年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程23 議案第40号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程24 議案第41号 令和2年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程25 議案第42号 令和2年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程26 議案第43号 令和2年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程27 議案第44号 令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程28 議案第45号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程29 議案第46号 令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程30 議案第47号 令和2年度郡上市工業団地事業特別会計予算について
- 日程31 議案第48号 令和2年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程32 議案第49号 令和2年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程33 議案第50号 令和2年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程34 議案第51号 令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程35 議案第52号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程36 議案第53号 令和2年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程37 議案第54号 令和2年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程38 議案第55号 令和2年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程39 議案第56号 令和2年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程40 議案第57号 令和2年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程41 議案第58号 令和2年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程42 議案第61号 財産の無償譲渡について（大和町万場地内）
- 日程43 議案第62号 財産の無償譲渡について（那留地区コミュニティ消防センター）
- 日程44 議案第63号 権利の放棄について
- 日程45 議案第64号 市道路線の廃止について
- 日程46 議案第65号 市道路線の認定について
- 日程47 議案第66号 郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	和田美江子	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	遠藤正史	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	松井良春
教育次長	佃良之	会計管理者	臼田義孝
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	川尻成丈		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪一久	議会事務局 議会総務課 主任	岩田亨一
議会事務局 議会総務課 課長補佐	竹下光		

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） 議員の皆様には、委員会に引き続き御出席いただきまして大変ありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午後 2時35分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、1番 三島一貴君、2番 森藤文男君を指名いたします。

◎議案第4号から議案第66号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（兼山悌孝君） 日程2、議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程47 議案第66号 郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについてまでの46議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第8号、議案第61号、議案第62号について、質疑の通告があります。

議案第8号と議案第62号は関連がありますので、一括して質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君の質疑を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 野田です。お願いします。議案第8号公の施設の設置及び管理に関する条例の一部の改正ですが、これは地区の集会所の公の施設としての廃止を求めるものであります。それは具体的にいいますと、議案第62号にその詳細があるわけですが、財産の無償譲渡ということです。那留のコミュニティ消防センターを地域の自治組織に無償譲渡すると。

その内容について、一つは、質問はなぜ無償譲渡なのかというその理由ですが、議案の62号のほうには、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るため、譲渡をするということになっております。

ところが、この手の施設はほかにもたくさんございますですね。そういうところの施設については、現に効率的及び活性的に使われておって、那留がそうではなかったということなのか。これは那留の自治会のほうから要請があったのか、あるいは市のほうから引き取ってくれと言われたのか、

その辺の事情もよくわからない。なぜこれが無償譲渡になるのかということの説明をしていただきたいと思います。

それから、先ほど言いましたほかの類似の施設については、今後そういう方向で無償譲渡がこれからもあり得るのかどうなのかということも、あわせてお願いをしたいと思います。

以上です。まず第1点です。

○議長（兼山悌孝君） 答弁を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、野田議員の御質問に御回答させていただきたいと思います。

まず、地区集会所でございますけれども、こちらにつきましての市の方針と譲渡の状況を説明させていただきます。それを御回答とさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、合併前の旧町村におきまして、起債でありますとか補助金を活用して整備した施設で、実態としては地域の集会機能を有する公の施設は、地元自治会で今までもずっと管理していただいております。

施設管理に係る経費、例えば光熱水費でありますとかそういったものも、現在も地元自治会で負担をいただいているという状況でございます。

合併後に公の施設見直し方針というものを定めまして、集会機能を有する地域密着型の施設につきましては、自治会管理として払い下げを実施することとして、平成20年に自治会に対して譲渡を受けるかどうかの意向調査を実施しております。

以後、起債の償還が終わったりとか、補助金の制限期間を経過した施設につきましては、自治会の受け入れ体制が整い次第、譲渡の申し出をいただき、その後順次譲渡を進めておるという状況でございます。

こうした方針につきましては、当時も議会のほうへも説明させていただいておるところでございます。

提案理由でございますけれども、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためということでございます。議員が御指摘されるように、今、非効率なのか、不活発なのかということではなくて、市から譲渡し、自治会所有としていただくことで、自治会活動や地域コミュニティの活性化のためにより自由度を増して使っていただけるということを考えた次第でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、ほかの施設でございますけれども、譲渡の対象となる施設というのは108施設ございました。先の12月議会でも美並の相戸公民館の譲渡議案を決議していただいておりますけれども、これまでに譲渡した施設というのは61施設ございます。

今回の那留地区コミュニティセンターにつきましては、令和元年、昨年12月16日付で自治会長から譲渡申請の提出を受け、条例からの削除、それから譲渡議案を上程させていただいておるということでございます。この那留地区コミュニティ消防センターを済ませますと、本年度末でまだ譲渡されない、未譲渡の施設は46件ということになるということでございます。

自治会といたしましては、譲渡前から施設を管理しているため、名義が変わること以外大きな変更はないということでございます。

議員御指摘の条例中の施設につきましても、条件が整い次第、順次譲渡をしていくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(兼山悌孝君) 4番 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ただいまの説明、了解いたしました。

それから、第61号の議案についてですが、万場の3つの土地について、これも無償譲渡ということですが、この下のほうの……。

○議長(兼山悌孝君) 野田議員、今の62号までよかったですか。

○4番(野田勝彦君) はい、了解いたしました。

○議長(兼山悌孝君) なら、もう一回61号仕切らせてください。

今は、8号と62号の質問やったもので、61号はもう一回仕切らせてください。

○4番(野田勝彦君) 了解。

○議長(兼山悌孝君) それでは、議案第8号、62号を終了しまして、続いて議案第61号についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(兼山悌孝君) 4番 野田勝彦君の質疑を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 4番、野田です。失礼しました。第61号につきまして、万場地内の3つの土地について無償の譲渡をされると。これも議案のほうを見ますと、ちょっと理由、非常に大ざっぱといたしますか、具体的にどういうわけでこうなっているのかというのがわかりにくいということなんです。土地を譲渡すれば、されたほうは所有権が移りますから固定資産税もかかるのではないかと、何か万場の自治会のほうで使用目的があって要請されたのか、その辺のいきさつを若干お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長(兼山悌孝君) 答弁を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾松幸君) それでは、議案第61号のことについてでございますが、まず、この財産

の無償譲渡の案件でございますが、万場自治会からの譲渡申請によるものでございますので、よろしくお願いたします。

少し話させていただきますと長くなるんですけども、合併前の大和町におきましては、一村総持であるとか、集落名義となっていた土地につきまして、順次所有権保存登記を進めてきております。

一村総持となっていた字熊通421の1の原野と柿ヶ洞3189の1の雑種地のこの2筆でございますが、平成元年11月2日に郡上郡大和町名義の所有権保存登記が行われております。

もう一つの池田1917の3の宅地につきましては、明治40年3月10日に郡上郡弥富村万場が売買により取得したものであるということになっております。昭和22年に郡上郡弥富村へ帰属し、昭和30年の合併により郡上郡大和町へと変遷してきたという土地でございます。昭和60年の大和町の町政施行の際に、郡上郡大和町を所有者とする保存登記が行われてきたというものでございます。

このように、昭和22年に公布、施行されましたポツダム政令を根拠として、名義が一村総持や集落名義から当時の村、町となった資産の場合であって、実際に市が維持管理、利用してきた実績もなく、政令施行前から引き続き町内会等が管理していたと認められる場合には当該自治会に無償譲渡できることとしておまして、そうした意味から自治会が実質上所有すると表現をさせていただいたものでございますので、御理解をしていただきたいと思います。

なお、このことでございますけれども、郡上市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例第3条第1項第5号の規定を適用しておりますので、重ねてお願いをいたします。

こちらの後の土地の利用でございますけれども、所有者について実態に適合した真正なものとするための名義変更でございますので、土地の利活用については特に差異があるものではございません。

それから、所有権移転後の使用用途に公益性が認められる場合は、課税されませんが、そうでなければ固定資産税はまた課税するというようになっていこうかと思っております。

そういったことでよろしいでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） いいですか。それでは、以上で議案第61号の質疑を終了いたします。

以上で、全部の質疑を終結いたします。

議案第4号から議案第66号までの46議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました46議案については、会議規則第44条第1項の規定により、3月11日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第66号までの46議案については、3月11日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 2時47分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 三 島 一 貴

郡上市議会議員 森 藤 文 男